

2020年10月26日

報道関係者各位

カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

改正意匠法で蔦屋書店が 内装の意匠登録第1号を取得

2020年4月1日に施行された改正意匠法から認められるようになった「内装の意匠」で、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(東京都渋谷区:代表取締役社長兼CEO 増田宗昭、以下CCC)が出願していた蔦屋書店の内装が第1号として登録されました。

今回登録されたのは、天井までの高さがある書架に囲まれたロングテーブルのある内装の意匠と、CCCが「本の小部屋」と呼ぶ、書架で囲まれた小部屋が連続する空間の意匠です。





CCC は 2011 年に開業した代官山 蔦屋書店を筆頭に、「ネット時代の小売業の在り方」を提示すべく「居心地のいい空間」づくりを追求しております。リアルな空間でしか体験できない「居心地」という定義しがたいものを、空間デザインに定着させるべく工夫を重ねてまいりました。

この度の意匠法改正により「内装の意匠」を保護する制度ができ、CCCを含め、特徴ある内装デザインを保護したいという複数の事業者が登録に至ったことは、今後の空間デザインの発展につながっていくものと確信しております。

CCCは今回の登録を受け、今後も国際的な競争力のある空間デザインをつくり、成長につながるよう邁進してまいります。

< 本件に関するお問い合わせ >

カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社 広報 元永 純代 / TEL03-6800-3570